

議案第7号

総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

専門的な知識経験を有する者の活用及び業務量の増減等によるサービス提供体制の充実を図るため、任期付職員制度を導入するに当たり、必要な事項を定めようとするものである。

総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場

合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年総社市条例第30号）第16条第1項の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

(2) 第3条第1項各号に掲げる業務に係る期間が同条又は前条の規定により任期を定めて採用しようとするときから3年を超えることがあらかじめ見込まれる場合

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

（給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	376,000 円
2	422,000 円
3	472,000 円
4	533,000 円

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、当該特定任期付職員の給料月額を定めることができる。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（給与条例の適用除外等）

第8条 総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号。以下この条において「給与条例」という。）第3条、第5条、第6条、第11条、第12条、第14条、第18条から第20条まで及び第27条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当」とあるのは「、災害派遣手当及び総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年総社市条例第 号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

（その他）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

2 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年総社市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。<u>以下「育児休業法」という。</u>）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により<u>前各項</u>に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</u></p>	<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により<u>前3項</u>に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を超えない範囲内において規則で定める時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等</u>については、1週間ごとの期間について、<u>当該育児短時間勤務等の内容に従い</u>、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>については、<u>1週間ごとの期間について</u>、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を超えない範囲内において規則で定める時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>
<p>第4条 略</p>	<p>第4条 略</p>
<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の<u>週休日</u>（<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつては、<u>8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日</u>、<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあつては、<u>8日以上</u>の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要性（<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつては、<u>当該育児短時間勤務等の内容</u>）により、4週間ごとの期間につき8日の<u>週休日</u>（<u>育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等</u>にあつては、<u>8日以上</u>の週休日）を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で<u>週休日</u>（<u>育児短時間勤務職員等</u>にあつては、<u>4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上</u>の割合で<u>当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日</u>）を設ける場合は、この限りでない。</p>	<p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（<u>定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等</u>にあつては、<u>8日以上</u>。以下この項において同じ。）の<u>週休日</u>を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合は、この限りでない。</p>
<p>（年次有給休暇）</p>	<p>（年次有給休暇）</p>
<p>第13条 年次有給休暇は、1年ごとにおける休暇とし、その日数は、1年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p>	<p>第13条 年次有給休暇は、1年ごとにおける休暇とし、その日数は、1年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p>
<p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(1)及び(2) 略</p>
<p>(3) <u>育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等</u> その者の在職期間及び勤務時間を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p>	<p>(3) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> その者の在職期間及び勤務時間を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p>
<p>(4) 略</p>	<p>(4) 略</p>
<p>2及び3 略</p>	<p>2及び3 略</p>
<p>（非常勤職員の勤務時間、休暇等）</p>	<p>（非常勤職員の勤務時間、休暇等）</p>
<p>第18条 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>第18条 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(総社市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 総社市職員の育児休業等に関する条例(平成17年総社市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和6年総社市条例第 号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員</u></p> <p><u>(5) 略</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p>

(総社市職員給与条例の一部改正)

4 総社市職員給与条例(平成17年総社市条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条項を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～11 略</p> <p><u>12 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該任期付短時間勤務職員に適用される給料表の市長が別に定める号給の額に、当該任期付短時間勤務職員に係る勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。</u></p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第2条第1項により定められ割り振られ</p>	<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～11 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第2条第1項により定められ割り振られた1日の勤務時間に達する</p>

改 正 後	改 正 前
<p>た1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第31条 略</p> <p><u>(任期付短時間勤務職員についての適用除外)</u></p> <p><u>第31条の2 第11条, 第12条及び第14条の規定は, 任期付短時間勤務職員には適用しない。</u></p>	<p>までの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第31条 略</p>

(総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 5 総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年総社市条例第209号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条 略</p> <p><u>(任期付短時間勤務職員についての適用除外)</u></p> <p><u>第24条 第4条, 第6条及び第16条の規定は, 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員には適用しない。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第25条 略</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条 略</p> <p>(その他)</p> <p>第24条 略</p>